

# 1 概要・経過

## 1 はじめに

令和2年3月3日に県内で初の感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症になるまでの約3年間で、8度にわたる感染の波をもたらした。県内の感染者も延べ30万人を超えるなど、県民生活や

社会経済活動に大きな影響が及んだ。県ではこの間、医療従事者等の昼夜を分かたぬ献身的な努力と、長期にわたる県民の理解・協力の下、感染拡大の防止と社会経済の再活性化の2つを柱とした対策に取り組んだ。

## 2 第1波～第8波の概要

県では発生初期の段階から、新型コロナウイルス感染症対策本部及び社会経済再活性化緊急推進本部を立ち上げるとともに、医師会など関係団体にも協力を仰ぎ、未曾有の健康危機管理事態に庁内横断で対処する体制を構築した。しかし、新たな株へ刻々と変異するウイルスによって、感染者数も拡大～縮小の波を幾度となく繰り返した。1日の新規感染者数は最大で3,998人（令和5年1月6日）、また病床使用率は最大で75.8%（令和5年1月10日）をそれぞれ記録するなど、医療や保健所など多くの現場で多忙かつ困難を極める事態が繰り返され、県民にも長期にわたり様々な制限を強いることになった。

新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、医療機関の協力も得て検査体制や医療体制を整えた。3月下旬に九州で初めて医療機関におけるクラスターが県内で発生した際、関連する病院も含めた全職員と入院患者のPCR検査を行うために、九州各県の地方衛生研究所にも協力を得た。医療用マスクや防護服、消毒液など医療資機材も不足する事態となり、防護服は九州地方知事会を通じて佐賀県から1万着を提供してもらい、急場をしのぐことができた。

この時期の対応として、保健所による積極的疫学調査を通じて感染者に対する行動履歴や接触状況を調査・把握し、幅広くPCR検査を行い感染の早期封じ込めを図った。また、施設におけるクラスター対策として「いれない、ひろげない、つぶさない」をキーワードに、感染防止の徹底と従事者の支援に取り組んだ。県民に対しては、知事等による記者会見や県ホームページ等で感染状況を毎日公表する機会などを通じて、手洗いや咳エチケット等の徹底や密閉・密集・密接のいわゆる「3密」を避けるよう注意喚起するとともに、不要不急の外出や大規模イベントなどの自粛、臨時休校などの様々な協力要請を通じて、感染の拡大防止と収束を図った。

社会経済の面では、5月に「がんばろう！おおい た資金繰り応援資金」等を創設するなど、コロナの

### (1) 第1波

- ・ 期間 令和2年3月3日  
～令和2年4月21日（50日間）
- ・ 感染者数 60人
- ・ 死亡者数 1人（死亡率1.67%）
- ・ 確保病床 8病院 40床 → 25病院 258床

国内で初の感染者が確認された令和2年1月15日以降、県でも1月21日に24時間対応の専用相談窓口を保健所に設けるとともに、2月25日には新型コロ

影響を受けた事業者等に対する経済的支援を開始した。観光分野では、3月に大分県と大分県旅館ホテル生活衛生同業組合による大分県宿泊施設感染症対策強化委員会を設立、4月には「おんせん県おおいた宿泊施設感染症対策チェックリスト」を作成するなど、官民連携して独自の感染対策に取り組んだ。飲食店向け対策としては、店舗が自ら実施する感染防止対策を見える化するため、専用サイト「安心はおいしい」を立ち上げた。

## (2) 第2波

- ・期間 令和2年7月28日  
～令和2年9月9日（44日間）
- ・感染者数 98人
- ・死亡者数 2人（死亡率2.04%）
- ・確保病床 31病院 330床
- ・最大病床使用率 11.8%

第2波では、無症状者でも原則5日間の入院後、医師の判断で宿泊施設の療養に移行するという形で、宿泊療養の運用を開始した。一方、留学生のクラスターが発生し、多言語対応の必要に迫られる事態も起こった。医療機関におけるPCR検査機器の導入支援を通じて検査体制の拡充を図り、令和2年10月以降のインフルエンザとの同時流行に備え、万全な医療提供体制の構築を図った。また10月には、本庁にコロナ特命審議監及び感染症対策課を新設した。

社会経済の面では、失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るため、7月から国の「GoToトラベル事業」が開始された。また、コロナの影響により、消費の減衰やサプライチェーンの毀損等で売上げが落ち込んだ県内ものづくり中小企業を支援するため、危機を乗り越えるべく新規分野への挑戦や新規顧客獲得等に向けて前向きな取組を行う企業に対する補助事業を実施した。

## (3) 第3波

- ・期間 令和2年11月6日  
～令和3年3月20日（135日間）
- ・感染者数 1,142人
- ・死亡者数 19人（死亡率1.66%）
- ・確保病床 38病院 367床
- ・最大病床使用率 31.5%

第3波では、飲食店や高齢者施設など様々な場所でクラスターが発生、県内感染者も累計で1,000人を超えた。こうした状況を受け、施設におけるクラスターを未然に防ぐために、感染症専門医等を施設へ派遣する仕組みを整備するとともに、全国に先駆けて高齢者施設や障がい者入所施設に抗原定性検査キットを事前に配布し、入所者や職員に症状が出た際には直ちに検査ができる体制を構築した。令和3年2月、医療従事者を対象にワクチンの先行接種を開始した。

社会経済の面では、感染予防対策に取り組みながら営業している飲食店や、食材を供給する農林漁業者を応援するため、令和2年11月に国の実施する「GoToイートキャンペーン」により「おおいた味力食うぽん券」の販売が開始された。また、観光関連産業を支援するため、令和3年3月に県内向けの誘客対策を実施する「新しいおおいた旅割」を開始した。

## (4) 第4波

- ・期間 令和3年3月21日  
～令和3年7月11日（113日間）
- ・感染者数 2,204人
- ・死亡者数 42人（死亡率1.91%）
- ・確保病床 39病院 438床
- ・最大病床使用率 55.3%

従来株よりも感染力が強く重症化リスクも高いアルファ株への置き換わりが国内で進み、県内でも令和3年3月21日にアルファ株の感染者が初めて確認されて以来、4月中旬から感染者が急増した。病床使用率が初めて50%を超えたため、宿泊療養を高齢

者にも拡大、宿泊施設を臨時の医療機関として点滴や酸素吸入を実施した。家庭内感染リスクが低い場合は自宅療養も選択肢に追加し、自宅療養者に対する食料やパルスオキシメーターの配布を開始した。抗原検査キットの配布を小中高校、幼児施設にも拡大した。5月には県民に対する不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮の要請などを行い、新規感染者数も徐々に減少した。7月には県営ワクチン接種センターを昭和電工武道スポーツセンター内に新たに開設し、県警、保育関係者等のエッセンシャルワーカーを中心にワクチン接種を進めた。

社会経済の面では、感染拡大を防止するため、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等に対し、協力金を給付した。また、店舗の感染防止対策を県が確認し、認証する「安心はおいしいプラス」認証制度を6月に開始するとともに、当該認証取得に要した経費について助成を行った。

## (5) 第5波

- ・期間 令和3年7月12日  
～令和3年11月26日（138日間）
- ・感染者数 4,683人
- ・死亡者数 20人（死亡率0.42%）
- ・確保病床 43病院 506床
- ・最大病床使用率 60.0%

アルファ株よりさらに感染力の強いデルタ株による感染が県内に拡大したことにより、お盆明けに再び県民に対する外出自粛や飲食店への営業時間短縮を要請した。病床使用率は60%に達した上、宿泊施設でも対応できずに自宅療養者の急増を招いた。中和抗体療法の導入に伴い、重症化の防止や入院期間の短縮につながった。全县民に対する2回目のワクチン接種が50%を超えたあたりから、新規感染者が減少し、令和3年10月25日以降、新規感染者ゼロが続いた。この小康状態にあった2か月間に、抗ウイルス薬であるモルヌピラビルの処方体制を整備するとともに、宿泊療養施設に県内医療機関から輪番制で医療スタッフを派遣する仕組みを構築した。

社会経済の面では、5月に引き続き、感染拡大を

防止するため、8、9月の営業時間短縮の要請に応じた飲食店等に対し、協力金を給付した。

## (6) 第6波

- ・期間 令和4年1月3日  
～令和4年6月30日（179日間）
- ・感染者数 49,998人
- ・死亡者数 81人（死亡率0.16%）
- ・確保病床 46病院 508床
- ・最大病床使用率 46.3%

南アフリカで検出されたオミクロン株による感染が、令和4年1月3日に県内で初めて確認され、第6波が始まった。1月下旬には連日300人を超える新規感染者数を記録したため、初めて大分県に「まん延防止等重点措置」が適用された。これにより、県民に対しても外出自粛や飲食店の営業時間短縮の要請に加え、2月の3連休には独自の「感染対策短期集中期間」として、幼児施設の登園自粛、学校の部活動や課外活動等の休止を要請した。

第6波では、感染力の増加と世代時間の短縮というオミクロン株の特性を踏まえ、1月以降、積極的疫学調査の遡り調査を発症2週間前から2日前までに重点化するとともに、行政検査のPCR検査をハイリスクの濃厚接触者に限定した。また、抗原定性検査陽性で診断を確定させ、PCR検査による確認を不要とした。一方、感染者全体の重症化リスクは減少したため、無症状や軽症者は自宅療養を原則とした。1月以降、クラウドを活用した健康観察システムを保健所に導入するとともに、相談や診療が必要な場合には「健康サポート医」が応じるなど自宅療養者向け支援体制を強化した。

社会経済の面では、県内の消費拡大や地域経済の活性化を図るため、2月から県内全市町村においてプレミアム付商品券を発行した。また感染拡大を防止するため、1、2月の営業時間短縮の要請に応じた飲食店等に対し、協力金を給付した。

## (7) 第7波

- ・期間 令和4年7月1日  
～令和4年10月31日（123日間）
- ・感染者数 125,737人
- ・死亡者数 229人（死亡率0.18%）
- ・確保病床 56病院 552床
- ・最大病床使用率 59.0%

オミクロン変異株であるB A. 5が令和4年6月末に県内で検出されたことを機に、第7波が到来した。1日の新規感染者数が3,000人を超えるなど、感染者が激増した。このため、疫学調査を医療機関や高齢者施設等に重点化するとともに、ハイリスクの濃厚接触者に対しても行政検査のPCR検査を行わず、症状が出た段階で医療機関を受診してもらうようにした。夏場の冷房で換気が悪くなり、エアロゾル感染による拡大が見られたため、学校や保育園、高齢者施設等約3,000か所に二酸化炭素濃度計を配布した。高齢者施設向けクラスター対策として、約7万回分の抗原検査キットを高齢者入所施設に配布し、症状の有無にかかわらず職員に対して週1回の検査を要請した。また、医療機関における抗原検査キットの無料配布も行った。

9月には、従来の全数届出の方針を見直し、重症化リスクのある者のみ届出をしてもらい、65歳未満で重症化リスクのない者については、年代別の人数を毎日報告してもらう形に変更した。届出対象外の感染者は、自ら健康フォローアップセンターに登録をしてもらい、希望者には食料配布や相談対応などを行った。

社会経済の面では、広域旅行や平日旅行を促進し、旅行需要全体の底上げを図るため、令和4年10月から「新しいおおいた旅割第2弾」（全国旅行支援）を開始した。また、県内消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため、9月から県内全市町村においてプレミアム付商品券（第2弾）を発行した。

## (8) 第8波

- ・期間 令和4年11月1日  
～令和5年5月8日（189日間）
- ・累計感染者数 121,720人
- ・死亡者数 392人（死亡率0.32%）
- ・確保病床 57病院 578床
- ・最大病床使用率 75.8%

令和4年10月下旬から再び感染が拡大、暖房による換気の悪化や年末の会食機会の増加などにより、令和5年1月6日には1日の新規感染者数が3,998人と過去最大を記録した。病床使用率も一時75.8%を記録するとともに、救急困難事案も79件（1月第1週）といずれも過去最大を大幅に更新する値を記録し、医療がひっ迫する事態が見られた。医師会等の協力を得て、診療・検査医療機関を最大565機関、確保病床を最大578床とするとともに、搬送困難事案に対応するために救急要請時の抗原検査を実施する体制をとった。また、クラスター対策として、高齢者・障がい者施設、保育園等に計268万回分の抗原検査キットを配布し、職員に対する週2回の定期検査を要請した。

社会経済の面では、コロナ等の影響を受けた県内中小企業・小規模事業者への資金繰り支援と、コロナ禍で債務が増大した事業者の収益力改善を支援し過剰債務を克服するため、1月に「経営改善借換資金」を創設した。また、県内消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため、令和5年2月から県内全市町村においてプレミアム付商品券（第3弾）を発行した。飲食店に関しては、認証制度「安心はおいしいプラス」について、5月8日の事業終了までに計4,581件の認証を行った。

令和5年5月8日の5類感染症への位置づけ変更に伴い、県内でも体制移行の動きが進んだ。受診相談センターと健康フォローアップセンターを統合・改組し、「コロナ発熱・受診相談ダイヤル」を設置するとともに、入院調整も行政による関与から医療機関間で行う方法に改めるなど、自律的な通常の医療体制に順次移行するとともに、社会経済でもコロナ禍以前の賑わいを取り戻す動きが進んでいる。

## 2

## 感染症対策

## 1 情報収集・検査体制

令和2年1月に「24時間対応の専用相談窓口」、11月には「受診相談センター」を開設し、コロナに対する不安感の低減、情報収集をねらいとして、相談体制の構築を行った。留学生等の外国人への対応として、多言語対応の相談を開始するとともに、感染拡大に伴い、相談窓口や受診相談センターの人員増など、体制の強化を図った。

令和3年12月には、クラウドを活用し自宅療養者に対するリアルタイムでの健康観察、患者管理を行うシステムを開発し、令和4年1月から順次導入した。

変異株の特性や感染拡大に伴い、令和3年8月以降、段階的に積極的疫学調査を重点化し、患者情報等の効率的な収集や、保健所の業務負担軽減につながった。

同年9月には、全数届出の見直しに併せて健康フォローアップセンターを開設、発生届対象外の方の陽性者登録や体調悪化時の健康相談を行った。

5類移行後の令和5年5月には、受診相談センターと健康フォローアップセンターを統合・改組し、「コロナ発熱・受診相談ダイヤル」を設置。発熱時に受診医療機関の選定に不安のある方や体調悪化した方の相談先としての窓口体制を確保した。

検査体制では、令和2年2月に衛生環境研究セン

ターに県内で初めてPCR検査を行う体制を構築、3月には大分市保健所でも検査できるよう体制の拡充を行った。3月下旬には九州で初の医療機関でのクラスターが発生し、九州各県の地方衛生研究所に協力を仰ぐなど、迅速な対応を行った。12月には、大分大学、県薬剤師会に行政検査を依頼し、検査体制の強化を図った。

令和3年2月から全国に先駆けて、高齢者入所施設や障がい者入所施設あて抗原検査キットの事前配布を行い、その後も随時、施設あてに職員の定期検査用等として検査キットの配布を行った。

無料検査については、令和3年4月に大分市が大分駅前無料抗原検査センターを設置、同年12月以降、国の無料検査事業により県内各地に無料検査場の拡大が進んだ。

令和4年8月には、医療機関のひっ迫を回避するために自己検査陽性者登録センターを開設し、抗原検査キットの無料配布や、インターネットでの陽性者登録を実施した。併せて、協力医療機関でも抗原検査キットの無料配布を行った。

変異株の発生状況を把握するゲノム解析については、衛生環境研究センターでの実施に加え、令和4年4月から大分大学に協力を依頼し、ゲノムサーベイランス体制の強化を図った。

## 2 医療提供体制

## (1) 外来

発熱者の外来診療を行う帰国者・接触者外来数は、令和2年3月に11機関であった。その後、感染者の増加に伴い増設し、10月に診療・検査医療機関

の指定を開始、令和3年2月には500機関に到達した。以降も、医療機関や医師会等の協力を得て、最大565機関まで拡充した。第7波、第8波の感染拡大時には、臨時のドライブスルー発熱外来の設置や

休日当番医の拡充など、休日診療体制の強化を図った。



発熱外来での問診（提供：大分県看護協会）

## (2) 入院

病床の確保については、令和2年3月には40床であったが、その後、感染者数の増加などを踏まえながら、医療機関や医師会等の協力を得て、最大578床まで順次病床の拡充を図った。

入院調整については、患者の症状等に応じた丁寧な入院調整を行うため、県、管轄保健所が管内医療機関と連携し調整を行った。加えて、小児、周産期、透析及び重症者の入院調整は、入院調整コーディネーターを決定したほか、医療的ケア児、周産期医療体制の対応フロー等を策定し対応した。

また、高齢者は、入院が長期化する傾向があったため、後方支援病院の拡充など転院調整を促進する対策が必要となった。



タブレットを活用した小児入院患者向け遠隔看護（提供：大分県看護協会）

## (3) 患者搬送

感染者の医療機関や宿泊施設への移動は当初、保健所職員による搬送か、本人又は家族が運転可能な場合は自走による移動であった。その後、感染者数の増加に伴い、運転業務をタクシー協会などに委託する方式に改めた。また、各保健所と管内消防機関との間で、従前から締結していた感染患者等の移送に関する覚書等に基づき、感染拡大時における緊急性のある患者、要支援者等の搬送に関する協力体制を構築した。

## (4) 医療用資機材

第1波で医療機関におけるクラスター発生時、医療用マスクや防護服、消毒液など医療資機材が不足する事態となった。防護服は鳥インフルエンザ用の備蓄分のほか、九州地方知事会を通じて佐賀県から提供された1万着で対応した。その後、マスクやフェイスシールドなど診療に必要な資機材を備蓄するとともに、国からも供給されるようになり、不足を回避できた。



防護服を着て全身状態の確認（提供：大分県看護協会）

## (5) 後遺症

回復後も療養中の症状の継続や、新たな症状の出現など様々な罹患後症状（以下「後遺症」という。）がみられたことから、令和4年6月に医療機関を対象に後遺症の診療状況を調査し、主な症状などの調査結果を公表した。11月には、後遺症診療協力医療

機関の情報を県ホームページに掲載した。また、大分大学・県立看護科学大学との共同研究で、日常活動が罹患前のレベルまで回復していない人や、トラ

ウマ後のストレス障害の症状が持続している人の存在が確認できたため、精神科等を標榜する医療機関などの後遺症診療協力医療機関も追加公表した。

## 3 療養支援

### (1) 宿泊療養

宿泊療養施設は、令和2年8月の第2波から運用を開始し、緊急事案があれば対応可能なオンコール医師や、常駐の看護師を配置した。

運用開始当初は、5日間の入院後、重症化の兆候がないことを確認して、宿泊療養に移行していたが、令和3年1月からは、宿泊療養施設への直接入所を受け入れ可能にし、医療機関の入院や受け入れ調整等に係る負担軽減を図った。

同年5月に医師が常駐する施設を開設（8月に臨時の医療施設とした）し、点滴や酸素投与を実施した。9月には、宿泊療養施設8棟、確保室数1,000室を超え、施設運営を民間委託へ変更した。

令和4年1月には、医師会・看護協会等の協力を仰ぎ、県内の医療機関から輪番制による医療スタッフの派遣を開始した。

感染者がさらに増加した第7波以降、宿泊療養施設11棟、確保室数1,370室まで拡充した。この頃から自宅療養が原則となり、重症化リスクが高いケースに宿泊療養（健康観察）を適用することとした。

令和5年5月、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更になったことを機に、臨時医療施設を含め全宿泊療養施設の運営を終了した。

### (2) 自宅療養

令和3年3月の第3波までは、家族の介護など特殊事情がある場合に限り、例外的に自宅療養を認めていた。第4波以降は、家族内感染を防ぐことが可能なケースには自宅療養を選択肢とし、併せて、自宅療養者に食料支援やパルスオキシメーター貸出を

開始した。

令和4年7月以降、宿泊療養等から原則、自宅療養に変更するとともに、自宅療養者健康サポート事業やクラウドによる健康管理、ショートメール一斉送信による情報提供を開始した。こうした仕組みを通じて、自宅療養者の健康観察業務の省力化を図り、高齢者等の重症化リスクの高い感染者に健康観察等を重点化した。

同年9月の全数届出の見直しに伴い、高齢者や入院を要する方など4類型に限定した保健医療体制の強化、重点化が進められた。同時期には健康フォローアップセンターも開設し、4類型以外の感染者に対する陽性者登録、健康観察等々療養支援を実施した。食料支援やパルスオキシメーター貸出についても、12月から当該センターに業務を集約した。

### (3) 施設療養

令和2年6月に、有事の備えとして、施設職員向けに感染症対策セミナーを実施した。その後、施設への感染管理認定看護師等の派遣体制を整備するとともに、前述のとおり高齢者入所施設や障がい者入居施設あて抗原検査キットの事前配布を行った。令和3年には、クラスター発生施設に感染管理認定看護師等の派遣拡充や高齢者施設向けの感染症対策研修動画等を県ホームページに掲載し、注意喚起を行った。

令和4年3月以降、施設職員の定期的検査のための検査キットや二酸化炭素濃度計を高齢者入所施設へ配布するなどの対策を行った。

## 4 ワクチン接種

令和3年2月から医療従事者に対するワクチンの先行接種を開始、5月の連休明けからは高齢者へのワクチン接種を本格化した。

同年7月、大規模な接種体制を確立するために県営ワクチン接種センターを開設、高齢者を中心にワ

クチン接種が加速した。同時期には中和抗体療法が承認・導入されたこともあり、第5波以降は重症化の防止や入院期間の短縮が進んだ。

令和4年10月からは、変異株であるオミクロン株に対応したワクチン接種を開始した。

## 5 保健所・本庁体制

### (1) 保健所体制

地域の感染症対策の中核的機関として、発生初期の段階から相談対応・積極的疫学調査・検体搬入・健康観察・医療機関や関係施設との連絡調整等の様々な業務に全所体制で携わったが、コロナの感染拡大等に伴い、県内全ての保健所で業務のひっ迫する状況が続いた。

令和2年4月、会計年度任用職員として看護・事務職員を増員するなど体制強化を図った。また、「受診相談センター」の開設により夜間・休日の電話受付業務を外部委託するなど通常業務の見直しも進めた。

令和3年2月にIHEAT（OB保健師や大学教員等の専門職派遣）の実施要領を制定するとともに、5月、保健所以外の県の地方機関によるカウンターパート方式での業務支援体制を導入した。8月以降、疫学調査や濃厚接触者対応等を順次重点化するとともに、11月には市町村職員による県保健所への応援協定を締結した。

令和4年以降、オミクロン株への置き換えに伴う疫学調査やPCR検査の重点化、クラウドを活用した健康観察システム導入、健康フォローアップセンター開設等により、徐々に業務負担が軽減された。

### (2) 本庁体制

感染拡大が続く令和2年10月に、コロナ特命審議監、感染症対策課を新設し、感染対策に特化した体制整備を図った。

その後、ワクチン接種の本格化に伴い、感染症対策課予防・検査班にワクチン接種チームの新設を行い、接種体制の強化を図った。

令和3年4月には、福祉保健部審議監に保健担当、感染症対策課に感染症対策監を新設した。

令和4年4月、さらなる感染拡大に伴い、感染症対策課にワクチン接種推進班を新設するとともに、各部局から応援職員を派遣する体制を構築した。

また、感染症対策課に感染管理認定看護師を配置するとともに、令和4年9月には健康フォローアップセンターを開設し、患者登録・健康観察等の業務を委託した（令和5年5月から、受診相談センターと健康フォローアップセンターを統合・改組し、「コロナ発熱・受診相談ダイヤル」を設置）。



## 6 その他の感染対策

### (1) 児童・生徒等

第1波における感染拡大防止のため、令和2年3月、全国で一斉臨時休校が行われた。第6波で大分県にまん延防止等重点措置が適用された令和4年2月には、感染対策集中期間として、幼児施設の登園自粛、学校の部活動等の一時休止が行われた。このほか、コロナの影響で学校等の様々な活動が自粛又は変更といった事態になり、多くの児童・生徒に影響が及んだ。

一方、通学時の密集回避を目的とした臨時スクールバス運行、家庭学習と連動した分散登校の実施など、児童・生徒の学びの保障と感染対策の両立を目的とした各種取組も行われた。

加えて、児童・生徒に対するICT環境の整備等を図るGIGAスクール構想の実施スケジュールが、感染対策の一環で前倒しされ、1人1台端末の整備が促進されるなど、ICTを活用した教育環境の改善も進んだ。

### (2) イベント対策

国の基本的対処方針等を踏まえ、大規模行事を中心に、県内で開催される各種イベントについても、5類感染症に位置づけが変更になるまでの間に様々な感染対策を行った。当初はイベント自粛等の要請が対策の中心であったが、社会経済活動との両立の観点から、感染状況等に応じた収容人数の上限設定など、感染対策を定めた上で安全なイベント開催を図る方向へシフトした。

また、国際的なイベントについては、海外参加者の安全安心な滞在計画や独自の感染防止ガイドラインを策定するなど、国の水際対策と連携しながら、各主催者が開催に向けて取り組んだ。

<県内の主な大規模イベントと感染対策等>

#### ・アルゲリッチ音楽祭

令和2年当時の世界的な感染拡大に伴い、開催

を翌年5月に延期したが、令和3年は第4波におけるアルファ株の感染拡大により、開催直前に中止を余儀なくされた。一方で同年はマルタ・アルゲリッチ氏が平成10年の第1回音楽祭開催から、世界一流の音楽家と共に来県し大分の名を世界に広めたことや災害復興支援など大分県への貢献に感謝し、同氏の誕生日である6月5日を「マルタ・アルゲリッチの日」として宣言した。

令和4年、3年ぶりにアルゲリッチ氏が来日。検温や手指消毒をはじめ出演者及び関係者の抗原検査など感染対策を施して、県内外の各会場で公演を開催した。

#### ・大分国際車いすマラソン

令和2年に開催予定であった第40回記念大会を1年延期し、国内選手に参加を限定した「大分車いすマラソン2020」を同年、特別に開催した。

令和3年は、海外選手の招待選手限定、独自の感染防止対策ガイドラインの策定など感染対策を定め、第40回記念大会を2年ぶりの国際レースとして開催した。

令和4年の第41回大会では、海外選手の一般参加や沿道からの声援を復活するなど、大半をコロナ禍前の運営内容に戻して開催した。

#### ・大分県農林水産祭

令和3年以降、来場者に対し入場時の検温や手指消毒、マスク着用などの協力を求めたほか、会場（別府公園）で来場者多数の場合には入場制限を計画するなどの感染対策を講じた上で開催した（令和2年は台風接近に伴う中止）。

# 3

## 社会経済再活性化対策

新型コロナウイルス感染症は、県内の社会経済にも長期にわたり深刻な影響を及ぼした。そこで県では「大分県社会経済活性化戦略」を策定して各種施策に取り組むなど、生活や事業等に影響が及んだ個

人や企業・団体に対し、様々な関係者による幅広い支援が行われた。

主な支援策等は以下のとおり。

### 1 個人向け支援策

#### (1) 生活・住宅

##### ア 資金の給付・貸付

##### (ア) 生活福祉資金特例貸付

- a 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯等への無利子貸付（最大200万円）  
（窓口／市町村社会福祉協議会）

##### (イ) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- a 生活福祉資金特例貸付を終了した世帯のうち、収入や資産等の要件を満たす世帯に対し、最大60万円を給付  
（窓口／市町村社会福祉協議会等）

##### (ウ) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- a 住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルスの影響で家計急変のあった世帯に対し、10万円を給付  
（窓口／各市町村）

##### (エ) 住居確保給付金

- a 休業等によって収入が減少し、住居を失った又は恐れがある家主に対し、家賃相当額を給付。  
（窓口／市町村社会福祉協議会等）

##### (オ) 母子寡婦福祉資金貸付、休業や失業等により生活資金が必要なひとり親に対する貸付又は償還猶予

（窓口／市町村）

##### イ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- (ア) コロナ及びそのまん延防止措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった労働者に対し、支援金を支給  
（窓口／専用コールセンター）

##### ウ 住宅支援

- (ア) 県営住宅の一時提供並びに家賃減免及び徴収猶予（コロナの影響に伴う解雇等が生じた場合の支援）  
（窓口／県住宅供給公社等）

##### エ 託児サービス

- (ア) 子育て中の女性が求職活動を行う際の無料託児サービス  
（窓口／県消費生活・男女共同参画プラザ等）

#### (2) 児童・生徒

##### ア 授業料の減免（県立高等学校、私立高等学校、高等教育機関）

- (ア) コロナの影響に伴う休業、離職等で授業料の納付が困難となった世帯の生徒に対する減免  
（窓口／各学校等）

イ 高等学校等就学支援金の申請猶予（県立高等学校、私立高等学校）

- (ア) 所得等要件を満たす世帯の生徒に対し、コロナの影響により申請が遅れた場合の受付猶予（窓口／各学校等）

ウ 県高等学校等奨学金の緊急貸与又は返済猶予

- (ア) コロナの影響で休業・離職等により就学困難となった高等学校等の生徒に対する奨学資金の緊急貸与  
 (イ) コロナの影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった生徒に対する返還猶予（窓口／県奨学会）

エ 高等教育の修学支援（家計急変）における授業料等減免及び給付型奨学金

- (ア) コロナの影響に伴う休業、離職等で授業料の納付が困難となった世帯の学生に対する給付型奨学金の給付、入学金及び授業料の減免（窓口／各学校）

オ 高校生等奨学給付金の対象枠の拡大・申請期間の延長

- (ア) コロナの影響で保護者の失業等で家計が急変し住民税非課税相当となった世帯に対する奨学給付金を給付（窓口／県教育財務課、私学振興・青少年課）

カ 定時制通信制教科書給付に対する支援

- (ア) 給付要件となる勤務実績（見込み）日数に、コロナの影響で勤務できなかった日数も算定可とするよう特例措置（窓口／各県立高等学校等）

キ ウィズコロナ・アフターコロナにおける子どもたちの「学びの保障」

- (ア) 県教育委員会のホームページに特設サイトを開設し、「感染症予防」「2020からの新しい授業づくりハンドブック」「家庭学習支援コンテンツ」

を掲載  
 （窓口／県義務教育課等）

ク 給食費等の物価高騰に対する支援

- (ア) コロナ禍において食材費が高騰する中、給食費等の値上げを抑制し保護者の経済的負担を軽減するため、学校等に対し食材費増加分を支援（窓口／県子ども未来課、子ども・家庭支援課、私学振興・青少年課、体育保健課）

(3) 相談対応

ア 生活相談

- (ア) 市町村の自立相談支援機関を通じた相談受付及び支援プランの作成（窓口／市町村社会福祉協議会等）  
 (イ) 生活困窮しているひとり親向け相談（窓口／県母子寡婦福祉連合会）

イ 消費生活相談

- (ア) 給付金やワクチンを口実にした詐欺に対する専用相談電話（窓口／県消費生活・男女共同参画プラザ等）

ウ 外国人向け総合相談センター

- (ア) 多言語コールセンターを活用し22言語に対応した電話・メールでの相談（窓口／おおいた国際交流プラザ）

エ 人権相談

- (ア) コロナに関する不当な偏見・差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関する専用相談電話（窓口／県人権尊重・部落差別解消推進課）

オ 心のケアに関する相談

- (ア) こころの不調・不安に対する相談（窓口／県こころとからだの相談支援センター）

## カ 教育関連相談

- (ア) 不登校や進路、子育てなどの悩みや困りごと等に関する日中又は24時間対応の相談  
(窓口／県教育センター)
- (イ) 臨時休業等によるストレスなど心のケア等につ

いて、スクールカウンセラー等による相談  
(窓口／各学校)

## キ 労働関連相談

- (ア) 雇用の不安に対する電話相談  
(窓口／県労政・相談情報センター)

## 2 企業・事業者向け支援策

### (1) 経営支援

#### ア 信用保証付き融資（いずれも窓口は各民間金融機関）

- (ア) 新型コロナウイルス感染症対応資金（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）
  - a コロナの影響で一時的に売上高が減少している中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利融資  
(融資限度額／6,000万円以内)  
(返済期間／10年（うち据置5年）以内)  
(利率／年1.3% ※実質3年間無利子)  
(保証料率／0%)
- (イ) 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金
  - a コロナの影響で一時的に売上高が減少している中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利融資  
(融資限度額／1.6億円以内)  
(返済期間／10年（うち据置2年）以内)  
(利率／年1.3%)  
(保証料率／0% ※例外あり)
- (ウ) 経営改善借換資金
  - a コロナの影響で増大した債務の返済負担軽減のための借換えや事業の立て直しを図ろうとする中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利融資  
(融資限度額／1億円以内)  
(返済期間／10年（うち据置5年）以内)  
(利率／年1.3%)

(保証料率／0%)

#### (エ) 社会経済再活性化資金

- a コロナの影響で売上減少等の影響を受け、再活性化や経営改善等を図ろうとする中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利融資  
(融資限度額／6,000万円以内)  
(返済期間／10年（うち据置5年）以内)  
(利率／年1.3%)  
(保証料率／0%)

#### (オ) 事業リスタート支援資金

- a コロナの影響で売上減少等の影響を受け、既存借入金の返済が難しくなり、経営改善や事業再生を目指す中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利融資  
(融資限度額／2.8億円以内)  
(返済期間／15年（うち据置5年）以内)  
(利率／年1.8%～)  
(保証料率／0.15%)

#### (カ) 定時返済不要短期資金

- a コロナの影響で売上減少等の影響を受け、短期の資金繰りを必要とする中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利融資  
(融資限度額／5,000万円以内)  
(返済期間／1年 ※最長5年継続利用可)  
(利率／年1.8%)  
(保証料率／0.15%)

- (キ) 新型コロナウイルス感染症緊急対策ベンチャー向け特別資金
- a コロナの影響で一時的に売上高が減少しているベンチャー企業に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利融資  
(融資限度額/1.6億円)  
(返済期間/10年(うち据置2年)以内)  
(利率/年1.3%)  
(保証料率/0% ※例外あり)
- イ マル経融資(新型コロナウイルス対策マル経)
- (ア) 直近1か月の売上が前年比5%減少の小規模事業者に対する融資  
(窓口/日本政策金融公庫大分支店等)
- ウ 雇用調整助成金
- (ア) 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成  
(窓口/大分労働局等)
- エ 小規模事業者持続化補助金
- (ア) 感染防止対策を活かした販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大、創業や後継ぎ候補者の新たな取組、インボイス発行事業者への転換といった環境変化等に取り組む小規模事業者に対し補助  
(窓口/商工会、商工会議所)
- オ ものづくり・商業・サービス補助金
- (ア) グリーン、デジタルに資する革新的製品やサービスの開発、生産やサービス提供方法の改善に必要な設備・システムの導入、生産性向上や賃上げ等に取り組む中小企業者等に対し補助  
(窓口/県中小企業団体中央会ものづくり補助金大分県地域事務局等)
- カ 事業再構築補助金
- (ア) ウィズコロナ・ポストコロナの経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業種転換や事業再編等を行う事業者に対し補助  
(窓口/専用コールセンター)
- キ IT導入補助金
- (ア) バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得などにつながるソフトウェア等を導入する中小企業者等に対し補助  
(窓口/専用コールセンター)
- ク 業務改善助成金
- (ア) 事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資や人材育成の取組を行う中小企業等に対し補助  
(窓口/大分労働局等)
- ケ 小学校等休業等対応助成金
- (ア) 臨時休業した小学校や保育所に通う子ども等の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業者に対し助成金を交付  
(窓口/専用コールセンター等)
- コ 業務改善奨励金・物価高騰対応業務改善奨励金
- (ア) 国の業務改善助成金の採択を受けた中小企業等に対し奨励金を支給  
(窓口/県雇用労働政策課 おおいた業務改善支援センター)
- サ 物価高騰対応業務改善助成金
- (ア) 国の業務改善助成金の対象外となる中小企業等が事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資や人材育成の取組等を行った場合に補助  
(窓口/おおいた業務改善支援センター)
- シ 地域公共交通運行継続緊急支援
- (ア) コロナの影響により、厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の運行継続のため、車両の維持や感染防止対策に要する経費に対し助成  
(窓口/県交通政策課)

## (2) 飲食・宿泊・観光等への支援

- ア 大分県時短要請協力金
- (ア) 飲食店における感染症の拡大を防止するため、県内の飲食店等に対する営業時間短縮要請に協力した施設に対し協力金を給付  
(1日当たり給付額／2.5～10万円)  
(窓口／県商業・サービス業振興課)
- イ 「安心はおいしいプラス」認証制度
- (ア) 飲食店における感染症の拡大を防止するため、第三者による認証制度を実施
- (イ) 飲食店が、認証取得のために導入した設備に要した経費に対し助成  
(補助率／10/10、上限30万円)  
(窓口／県食品・生活衛生課)
- ウ 受入環境整備緊急支援補助金
- (ア) 感染拡大防止対策に必要となる設備や必需品、機器等を導入する宿泊事業者に対し補助  
(窓口／県観光政策課)
- エ 新しいおおい旅割
- (ア) 県内旅行期間中に地域のお店で使える「満喫クーポン」(大分県内地域クーポン)を発行  
(窓口／県観光誘致促進室等)
- オ プレミアム付商品券による地域消費喚起支援
- (ア) 県内の消費拡大や地域経済の活性化を図るため、市町村と連携し、プレミアム付商品券を発行する商工会・商工会議所等に対し助成(プレミアム部分20%及び事務費の1/2)  
(窓口／県商工観光労働企画課)

## (3) 農林水産業への支援

- ア 無利子・無担保貸付事業
- (ア) 農林漁業セーフティネット資金
- a コロナの影響を受けた農林漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資  
(融資限度額／1,200万円 ※特例あり)  
(利率／当初5年無利子、林業は10年)  
(窓口／日本政策金融公庫大分支店農林水産事業)
- (イ) 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)
- a コロナの影響を受けた認定農業者の経営の維持安定に必要な資金を融資  
(融資限度額／個人3億円、法人10億円)  
(利率／当初5年無利子)  
(窓口／日本政策金融公庫大分支店農林水産事業)
- (ウ) 経営体育成強化資金
- a コロナの影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資  
(融資限度額／個人1.5億円、法人5億円)  
(利率／当初5年無利子)  
(窓口／日本政策金融公庫大分支店農林水産事業)
- (エ) 農業近代化資金
- a コロナの影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資  
(融資限度額／個人1,800万円、法人2億円)  
(利率／当初5年無利子)  
(窓口／各農協等)
- (オ) 農業経営負担軽減支援資金
- a コロナの影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資  
(融資限度額／営農負債残高)  
(利率／当初5年無利子)  
(窓口／各農協等)
- (カ) 林業施設整備等利子助成事業
- a コロナの影響を受けた林業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資  
(融資限度額／3億円又は借換えに必要な資

- 金のいずれか低い額)  
 (利率／当初5年無利子)  
 (窓口／各金融機関)
- (キ) 漁業近代化資金
- a コロナの影響を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資  
 (融資限度額／3,000～5,000万円)  
 (利率／当初5年無利子)  
 (窓口／各漁協等)
- (ク) 漁業経営維持安定資金
- a コロナの影響を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資  
 (融資限度額／漁船漁業・養殖業・定置漁業(小型)4,000万円、定置漁業(大型)8,000万円)  
 (利率／当初5年無利子)  
 (窓口／各漁協等)
- イ 収入保険の基準収入に対する特例措置(農業)
- (ア) 収入保険において、コロナの影響で令和2年の収入が減少した場合でも、継続加入を前提に令和6年までの基準収入(過去5年間の平均が基本)に影響しない特例を設定  
 (窓口／県農業共済組合本所)
- ウ 掛金・負担金の猶予(水産業)
- (ア) 漁業収入安定対策事業「積立ふらす」について、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を実施  
 (窓口／全国合同漁業共済組合)
- エ 新規就業者の実践研修(農業)
- (ア) 雇用就農資金を通じて、農業法人等が行う新規就業者の実践研修等を支援  
 (窓口／県農業会議)
- オ 外国人技能実習生等の就労継続支援(農林水産業)
- (ア) コロナの影響により解雇等され、実習が継続困難になった技能実習生等の再就職を支援(1年)  
 (窓口／福岡出入国在留管理局)
- カ 農業労働力確保緊急支援事業のうち援農者緊急確保支援事業
- (ア) コロナの影響により労働力が減少した農業経営体が、代替的に人を雇用する場合や、作業請負を依頼した場合にかかる掛かり増し費用を支援  
 (窓口／全国農業会議所)
- (4) 相談対応
- ア 企業相談及び労働相談
- (ア) 事業主向け総合労働相談(労務管理、労働者の健康等)  
 (窓口／大分労働局)
- (イ) 労働者向け総合労働相談(労働条件、退職等)  
 (窓口／大分労働基準監督署)
- イ 事業者向け相談センター
- (ア) 県民への自粛要請により影響を受ける事業者の不安を払拭するためのコールセンター
- ウ 助成金相談センター
- (ア) 雇用調整助成金に関する相談  
 (窓口／大分労働局)
- エ その他のコールセンター
- (ア) 小学校等休業等対応助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金等特例貸付等  
 (窓口／厚生労働省等)
- オ 経営・金融相談  
 (窓口／県経営創造・金融課)
- カ 最低賃金引上げに伴う事業者向け緊急相談  
 (窓口／県雇用労働政策課)
- キ 生活衛生、食品衛生に関する相談
- (ア) 宿泊業、理美容、クリーニング、公衆浴場、飲食店、食品製造業等に係る衛生面の相談

(窓口／県食品・生活衛生課、各保健所)

ク 工業用水道料金に関する相談

- (ア) 大分工業用水道の使用料金の納付期限の延長と  
分割納付の相談等料金に関する相談

(窓口／県企業局総務課)

## 3 その他の支援策

### (1) 県税の徴収の猶予

- ア コロナの影響で休業・廃業等をした納税者に対し、原則1年間徴収の猶予が認められる場合あり

(窓口／各県税事務所)

### (2) 県税の換価の猶予

- ア コロナの影響で県税を一時的に納付できない場合、原則1年以内換価の猶予が認められる場合あり

(窓口／各県税事務所)

### (3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)減免等

- ア コロナの影響で一定程度収入が下がった被保険者等に対し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免や徴収猶予が認められる場合あり

(窓口／市町村等)



新型コロナウイルス感染症 大分県の感染状況（時系列）

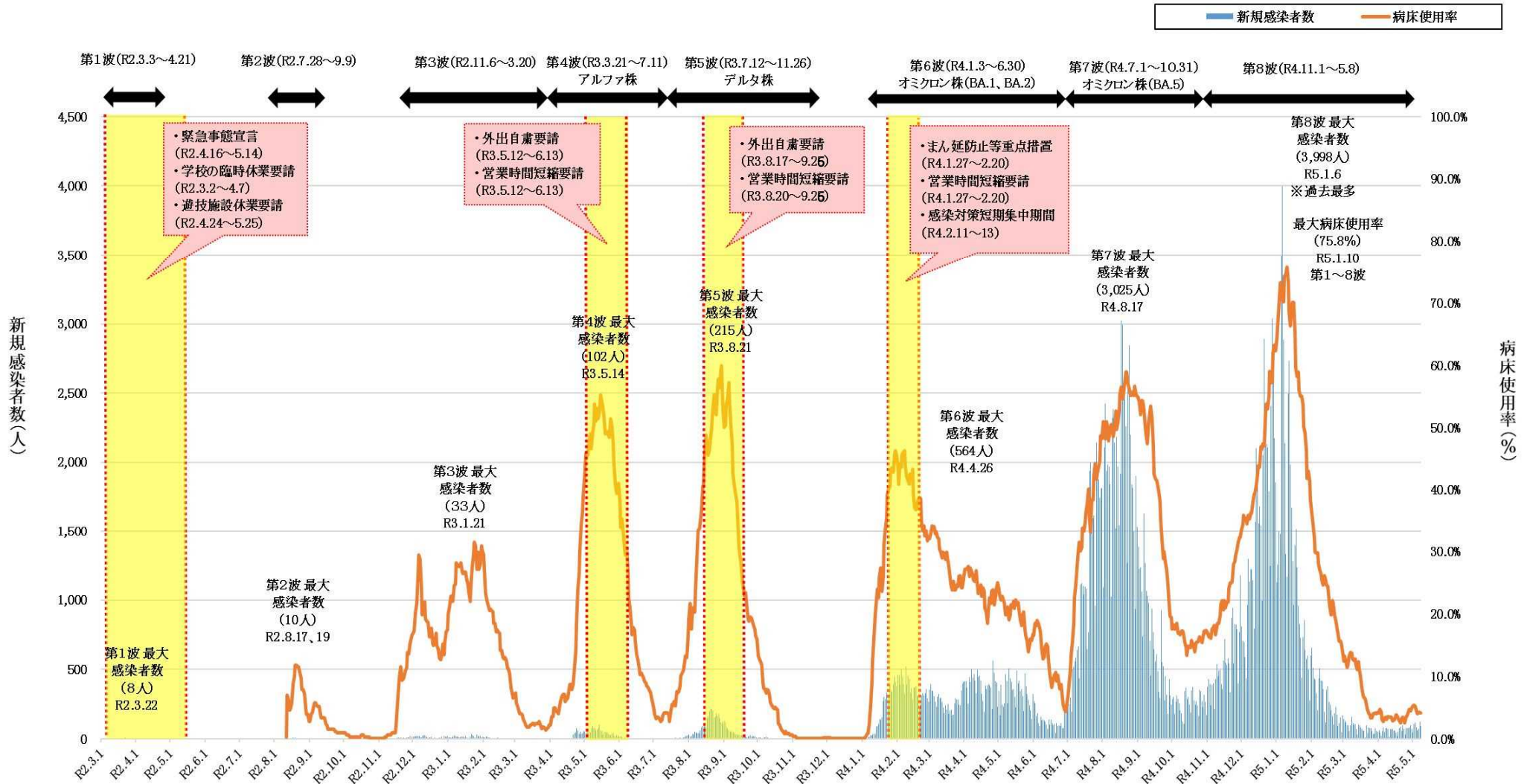
	第1波 を含む期間 (令和元年12月～令和2年6月)	第2波 を含む期間 (令和2年7月～令和2年10月)	第3波 を含む期間 (令和2年11月～令和3年3月)	第4波 を含む期間 (令和3年4月～令和3年6月)	第5波 を含む期間 (令和3年7月～令和3年11月)	第6波 を含む期間 (令和3年12月～令和4年6月)	第7波 を含む期間 (令和4年7月～令和4年10月)	第8波 を含む期間 (令和4年11月～令和5年5月)
主な感染状況の推移	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大</li> <li>県内1例目の陽性者確認</li> <li>九州で初の医療機関におけるクラスターが県内で発生（令和2年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏を中心に、国内で連日100名超の新規感染者が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の感染者が累計1,000人を超える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルファ株への置き換わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デルタ株への置き換わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オミクロン株（BA.1→BA.2）への置き換わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オミクロン株のBA.5系統への置き換わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で1日当たり新規感染者が過去最大を記録（令和5年1月6日 3,998人）</li> </ul>
主な動き（国）	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が新型コロナウイルス対策の基本方針を示す</li> <li>政府が全国の小・中・高等に臨時休校を要請する方針を示す</li> <li>緊急事態宣言（1回目）、後に都道府県に拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が示す境界を越える移動自粛の全面的解除の方針を示す</li> <li>「GoToトラベルキャンペーン」開始</li> <li>感染状況を評価する指標・分類として「ステージ」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言（2回目）</li> <li>感染前法と特措法を改正</li> <li>新型コロナウイルス等感染症に位置づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止等重点措置を初めて実施</li> <li>緊急事態宣言（3回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言（4回目）</li> <li>感染状況「ステージ」から「レベル」へ見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止等重点措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BA.5対策強化地域の指定</li> <li>全数届出の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大を受け新たな「レベル」策定</li> <li>感染前法上の位置づけが5類感染症に変更</li> <li>国対策本部の廃止</li> </ul>
主な動き（県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の設置（大分県新型コロナウイルス感染症対策本部、大分県社会経済再活性化緊急推進本部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染状況を評価する「ステージ」導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステージⅠ→Ⅱ→Ⅰ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステージⅠ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅱ→Ⅰ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステージⅠ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅱ→Ⅰ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステージⅠ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅱ→Ⅰ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル1（ステージⅡ相当）→レベル2（ステージⅢ相当）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな「レベル」切り替え</li> <li>レベル2→1</li> <li>5類感染症への変更による県対策本部の廃止</li> </ul>
県民主要な向宣言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言（県対象 令和2年4月16日～5月14日）</li> <li>学校の臨時休業要請（令和2年3月2日～4月7日）</li> <li>遊技施設休業要請（令和2年4月24日～5月25日）</li> <li>学校への臨時休業を初めて要請</li> <li>県民に対し不要不急の外出自粛を初めて要請</li> <li>遊技施設の休業要請</li> <li>「新しい生活様式」を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接触確認アプリ「COCOA（ココア）」の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特措法による緊急事態宣言の対象地域への不要不急の往來の自粛要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛要請（令和3年5月12日～6月13日）</li> <li>営業時間短縮要請（令和3年5月12日～6月13日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛要請（令和3年8月17日～9月26日）</li> <li>営業時間短縮要請（令和3年8月20日～9月26日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止等重点措置（令和4年1月27日～2月20日）</li> <li>営業時間短縮要請（令和4年1月27日～2月20日）</li> <li>感染対策短期集中期間（登園自粛のお断り等）（令和4年2月11日～13日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策短期集中期間中は、小・高校は、部活動や課外活動等を休止、幼児施設は、できる限り登園自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動制限を伴う要請は行わず、これまでの対応を転換</li> </ul>
広報関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府「緊急事態宣言」を受けてメッセージ発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別、偏見、誹謗中傷の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「冬場を迎えるにあたって」「年末年始」の感染防止対策（注意喚起）</li> <li>感染拡大防止ガイドラインの遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GWに向けた注意喚起</li> <li>GWに向けた注意喚起</li> <li>感染拡大を受けての注意喚起</li> <li>感染拡大防止ガイドラインの遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お盆や帰省等の注意喚起</li> <li>感染拡大を受けて注意喚起</li> <li>シルバーウィークを控えてのお願い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児施設、高齢者施設における感染対策の呼びかけ</li> <li>感染状況の上げ止まりによる注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休みやお盆の感染対策徹底を呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザとの同時流行への注意喚起</li> <li>年末年始の感染対策徹底を呼びかけ</li> </ul>
県議会				<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告（令和4年第1回定例会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策特別委員会最終報告（令和5年第1回定例会）</li> <li>報告内容：調査概要・提言等</li> </ul>	
主要なデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者数（累計） 60人</li> <li>1日の新規感染者数（最大） 8人</li> <li>死亡者数（累計） 1人</li> <li>死亡者の平均年齢 69.0歳</li> <li>死亡率 1.67%</li> <li>クラスター発生件数(累計) 2件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>98人</li> <li>10人</li> <li>2人</li> <li>70.0歳</li> <li>2.04%</li> <li>3件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,142人</li> <li>33人</li> <li>19人</li> <li>82.8歳</li> <li>1.66%</li> <li>20件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2,204人</li> <li>102人</li> <li>42人</li> <li>80.1歳</li> <li>1.91%</li> <li>34件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4,683人</li> <li>215人</li> <li>20人</li> <li>75.4歳</li> <li>0.43%</li> <li>40件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>49,998人</li> <li>564人</li> <li>81人</li> <li>83.9歳</li> <li>0.16%</li> <li>471件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>125,337人</li> <li>3,025人</li> <li>229人</li> <li>83.2歳</li> <li>0.18%</li> <li>393件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>121,720人</li> <li>3,998人</li> <li>392人</li> <li>84.8歳</li> <li>0.32%</li> <li>386件</li> </ul>

		第1波 を含む期間 (令和元年12月～令和2年6月)	第2波 を含む期間 (令和2年7月～令和2年10月)	第3波 を含む期間 (令和2年11月～令和3年3月)	第4波 を含む期間 (令和3年4月～令和3年6月)	第5波 を含む期間 (令和3年7月～令和3年11月)	第6波 を含む期間 (令和3年12月～令和4年6月)	第7波 を含む期間 (令和4年7月～令和4年10月)	第8波 を含む期間 (令和4年11月～令和5年5月)
検査 情報収集 ワクチン	検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生環境研究センター及び大分市保健所におけるPCR検査体制の構築(1日処理能力:132件)</li> <li>・クラスターの発生対応で九州各県の地衛研と連携</li> <li>・抗原定性検査キットが業事承認</li> <li>・地域外東・検査センター設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関におけるPCR検査機器の整備補助等によるPCR検査体制の拡充(1日処理能力:762件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に先駆けて、高齢者入所施設や障がい者入所施設等にて抗原検査キット事前配布</li> <li>・大分大学(PCR検査)、県薬剤師会に行政検査を依頼</li> <li>・変異株スクリーニング検査の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市による無料抗原検査センターの設置(大分駅前)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料検査事業の開始(県内各地に無料検査場の確保)</li> <li>・大分大学にゲノム解析を依頼</li> <li>・PCR検査の重点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己検査陽性者登録センターの開設(検査キットの郵送)</li> <li>・定期的な職員の検査のため検査キットを高齢者施設へ配布</li> <li>・医療機関において検査キットの無料配布開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬送困難事案対応のため救急要請時の抗原検査実施</li> <li>・定期的な職員の検査のため検査キットを高齢者施設等へ配布</li> </ul>	
	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診相談センターの開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の多言語対応を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口・受診相談センターの体制を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的疫学調査、濃厚接触者対応等を重点化(ステージに合わせた対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口・受診相談センターの体制を強化</li> <li>・積極的疫学調査、濃厚接触者対応等を重点化(週り調査期間の短縮等)</li> <li>・クラウドシステムによる健康管理の開始</li> <li>・疫学調査票の統一化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養者向けコールセンター開設</li> <li>・自己検査陽性者登録センター開設(陽性者登録の開始)</li> <li>・健康フォローアップセンター(患者登録、健康観察、保健所連携等)開設</li> <li>・疫学調査の重点化(重症化対策)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5類感染症への変更に向け、受診相談センターと健康フォローアップセンターを統合し、「コロナ発熱・受診相談ダイヤル」に改組</li> </ul>
	その他 (ワクチン)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者へのワクチン接種開始(2月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等へのワクチン接種開始(5月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営ワクチン接種センターの開設</li> <li>・ワクチンの2回目接種が概ね完了(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目接種を開始(12月～)</li> <li>・4回目接種を開始(5月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン対応ワクチンの接種開始(10月～)</li> <li>・幼児教育・保育施設や学校、高齢者施設等に二酸化炭素濃度計を配布</li> </ul>	
医療提供 体制	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児、周産期、透析及び重症者の入院調整コーディネーターの決定</li> <li>・医療的ケア児、周産期医療提供体制の対応フォロー等の策定</li> <li>・抗ウイルス薬の特例承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床確保計画の策定 ※以後、随時見直し</li> <li>・診療・検査医療機関の指定開始</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給開始(全国最速)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスターの発生した医療機関への感染管理認定看護師等派遣体制の整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中和抗体薬の特例承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関向け後遺症調査の実施</li> <li>・経口抗ウイルス薬の特例承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症化リスクを有する感染者(4類型)に限定した保健医療体制の強化・重点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後遺症診療協力医療機関を公表</li> <li>・外来医療体制整備計画を策定</li> </ul>
	外来	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療・検査医療機関の指定開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療・検査医療機関数が500到達</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養者健康サポート事業の開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来診療 Quick Start Guideを作成・公表</li> <li>・年末年始ドライブスルー発熱外来等の設置</li> </ul>	
	対応医療機関 (各週内末日)	11機関	217機関	502機関	507機関	520機関	545機関	551機関	565機関
	入院病床 後方支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床の順次確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床確保計画の策定</li> <li>・宿泊療養施設の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州・山口IECMO広域利用協定締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の医療施設を設置</li> <li>・後方支援病院の確保、退院調整の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関向け後遺症調査の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大病床578床を確保</li> </ul>	
	最大確保病床	258床	330床	367床	438床	506床	508床	552床	578床
	入院患者数 (最大)	-	39人	113人	232人	268人	235人	312人	425人
	重症者入院者数 (最大)	-	0人	6人	7人	5人	4人	9人	5人
	病床利用率 (最大)	-	11.8%	31.5%	55.3%	60.0%	46.3%	59.0%	75.8%
	物資関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人防護具(PPE)やエタノールの不足が顕在化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療用物資(PPE)の購入</li> <li>・備蓄から必要に応じ随時配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からインフル同時流行に備え、診療・検査医療機関に医療用物資(PPE)の配布</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からインフル同時流行に備え、診療・検査医療機関に医療用物資(PPE)の配布</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からインフル同時流行に備え、診療・検査医療機関に医療用物資(PPE)の配布</li> </ul>	

		第1波 を含む期間 (令和元年12月～令和2年6月)	第2波 を含む期間 (令和2年7月～令和2年10月)	第3波 を含む期間 (令和2年11月～令和3年3月)	第4波 を含む期間 (令和3年7月～令和3年6月)
療養支援	宿泊療養	・宿泊療養の受け入れ準備	・宿泊療養施設の運用開始 常駐看護師の配置 オンコール医師の配置	・宿泊療養施設への直接入所を受け入れ可能に変更	・宿泊療養施設の「臨時の医療施設化」により、点滴や検査投与が可能に変更（医師の常駐開始）
	宿泊療養者数 (最大)	-	17人	72人	248人
	宿泊施設使用率 (最大)	-	8.9%	37.9%	55.9%
	自宅療養 健康観察 生活支援				・家内感染を防ぐことが可能なケースは「自宅療養」も選択的に追加 ・自宅療養者に食料支援・パルスオキシメーター貸出を開始
	施設療養	・施設職員向けに感染症対策セミナーを実施		・施設への感染管理認定看護士等派遣体制の整備 ・全国に先駆けて、高齢者入所施設や障がい者入所施設あて抗原検査キットを順次配布	・クラスター発生施設に感染管理認定看護師等の派遣を拡充 ・高齢者施設等向けの感染症対策研修動画を県ホームページに掲載
患者移送		・無償貸与車両1台の利用開始	・レンタカー利用開始 ・県タクシー協会委託		
感染症対策体制 (県)	保健所	・最寄りの地方機関等による検体搬送の支援体制開始 ・非常勤職員への増員 ・夜間休日電話受付業務の民間委託	・個室相談室、検査機器等の整備 ・感染者搬送用車両の導入	・非常勤職員の追加配置	・保健師、事務職員の増員 ・最寄りの地方機関による支援体制の構築（検体搬送、患者移送）
	本庁	・全庁統断で新型コロナウイルス感染症対策室の設置	・コロナ特命審議会の新設 ・感染症対策課の新設	・感染症対策課予防・検査班にワクチン接種チームを新設	・福祉保健部審議室に保健担当の新設 ・感染症対策課に感染症対策室の新設 ・HIEAT（保健所機能を支援する外部専門職の登録制度）による派遣開始
社会全般	社会経済活性化	・生活福祉資金特例貸付、雇用調整助成金 ・低利融資の「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」、3年間実質無利子・無担保の「がんばろう！おおいた資金繰り応援資金」創設 ・「宿泊施設感染症対策チェックリスト」作成、大分県民向け「応援割」創設 ・飲食店向けチェックリスト「安心はおいしい」作成	・「大分県社会経済再活性化戦略」策定 ・家賃支援給付金 ・「GoToトワール」開始、臨県向け「おとものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金（第1次公募）」 ・ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金（第2次公募）	・新型コロナウイルス関連融資を受けた事業者に対し、応援金の増額・追加給付 ・飲食店等への支援「おいしい味力食うぽん券」発行 ・県民向けの県内旅行促進に向け「新しいおおいた旅割」創設 ・ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金（第3次公募）	・生活福祉資金の無利子貸付の申請期間延長 ・売上減少の影響を受けた事業者へ事業継続支援金を貸付 ・飲食店向け第三者認証制「安心はおいしい」クーポン創設、営業時間短縮時に協力金を給付 ・おいしい味力食うぽん券（停止～再開） ・新しいおおいた旅割（停止～再開） ・低利融資の「社会経済再活性化資金」、「事業リスタート支援資金」、「定時返済不要短期融資」創設 ・ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金（第3次追加公募） ・感染拡大防止対策に必要な機器等を導入する宿泊事業者に対し補助
	教育関係	・スクールバスの運行（高等学校[R通学生]） ・スクールバスの増便開始（特別支援学校でのスクールバス通学生）		・部活動の県外遠征は慎重に判断するよう県立学校へ通知	・1人1台端末の配布及び活用（オンライン授業や課題の配布）開始 ・抗原検査キットを県立学校、教育事務所へ配布

第5波 を含む期間 (令和3年7月～令和3年11月)	第6波 を含む期間 (令和3年12月～令和4年6月)	第7波 を含む期間 (令和4年7月～令和4年10月)	第8波 を含む期間 (令和4年11月～令和5年5月)
・宿泊療養施設8棟、確保室数1,000室 ・宿泊療養施設運営を民間委託へ変更	・医師会・看護協会等の協力による宿泊療養施設への輪番派遣の開始	・宿泊療養施設11棟、確保室数1,370室 ・宿泊療養は、重症化リスクの高いケースの健康観察に切替	・5類感染症への変更により宿泊療養施設の運営終了
487人	920人	723人	135人
71.2%	85.3%	52.8%	21.4%
	・自宅療養者健康サポート事業の開始 ・クラウドシステムによる健康管理の開始	・原則、自宅療養に変更 ・健康フォローアップセンター（患者登録、健康観察、保健所連携等）の開設	・保健所の食料支援・パルスオキシメーター貸出業務を健康フォローアップセンターに集約化
	・高齢者施設等向けの感染症対策研修を実施	・職員の定期的検査のため、検査キットを高齢者入所施設へ配布 ・高齢者施設等に二酸化炭素濃度計を配布	・職員の定期的検査のため、検査キットを高齢者施設等へ配布
	・宿泊療養施設入所者搬送のためバスの利用開始（県タクシー協会委託）		
・人材派遣スタッフの活用開始	・協働的疫学調査の重点化（段階的） ・最寄りの地方機関による支援業務拡充（駐車場誘導、パルスオキシメーター置配等） ・人材派遣スタッフの活用拡大 ・感染者搬送用車両の追加導入	・人材派遣スタッフの活用拡大 ・クラウドシステムの活用範囲を拡大	・保健所の食料支援・パルスオキシメーター貸出業務を健康フォローアップセンターに集約化
・人材派遣スタッフの活用開始 ・「市町村職員による保健所業務への応援に関する協定について」締結	・感染症対策課内にワクチン接種推進班の独立・新設 ・各部署から応援職員を派遣する体制の構築（4日間/人）	・感染症対策課に感染制御看護士の配置 ・健康フォローアップセンター（患者登録、健康観察、保健所連携等）の開設	・5類感染症への変更にあわせ、受診相談センターと健康フォローアップセンターを統合し、コロナ発熱・受診相談ダイヤルに改組
・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、事業復活支援金、事業継続支援金 ・営業時間短縮要請協力金 ・新しいおおいた旅割（令和2年豪雨被災地への重点支援、対象エリアを廃棄・九州ブロックに拡大～停止～再開） ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/世帯）	・事業復活支援金 ・プレミアム付商品券（第1弾） ・営業時間短縮要請協力金 ・新しいおおいた旅割（令和2年豪雨被災地への重点支援、対象エリアを廃棄・九州ブロックに拡大～停止～再開） ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/世帯）	・新しいおおいた旅割（第2弾） ・プレミアム付商品券（第2弾）	・物価上昇に伴う賃上げ促進 ・プレミアム付商品券（第3弾） ・新しいおおいた旅割（第2弾） ・借換需要に対応した低利融資の「経営改善借換資金」創設
・スクールバスの運行（高等学校[R通学生]）	・全国及び九州大会に出場する高校生に対し、PCR検査費用を負担 ・スクールバスの運行（高等学校[R通学生]） ・部活動において、身体接触を伴う活動は可能な限り感染対策を行った上で可とすることを通知	・二酸化炭素濃度測定器を全学校に配付 ・換気モニタリング調査実施	・卒業式においてマスク着用を制限を緩和 ・分県見直し後の感染対策等について通知

# 新型コロナウイルス感染症 県内の感染状況の推移 (R2.3.3～R5.5.8)



### 新型コロナウイルスワクチン接種状況

令和5年5月8日時点

(予防接種の概況)

	人口 (R4.1.1現在)	1回目 (R3.2.17~)		2回目 (R3.2.17~)		3回目 (R3.12.1~)		4回目 (R4.5.25~)		5回目 (R4.10.21~)		6回目 (R5.5.8~)		
		接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	
		A	B	B/A	B	B/A	C	C/A	D	D/A	E	E/A	F	F/A
全年代	1,131,106	908,233	80.3%	894,566	79.1%	776,091	68.6%	551,873	48.8%	301,392	26.6%	791	0.1%	
5歳以上	1,091,686	907,217	83.1%	893,671	81.9%	775,553	71.0%	551,873	50.6%	301,392	27.6%	791	0.1%	
12歳以上	1,025,008	892,144	87.0%	879,290	85.8%	769,872	75.1%	551,068	53.8%	301,392	29.4%	791	0.1%	
年代別内訳	6か月~4歳	35,478	1,016	2.9%	895	2.5%	538	1.5%	-	-	-	-	-	
	5~11歳	66,678	15,073	22.6%	14,381	21.6%	5,681	8.5%	805	-	-	-	-	
	12~19歳	80,334	56,656	70.5%	55,992	69.7%	36,072	44.9%	14,115	17.6%	52	0.06%	0	0.0%
	20代	97,333	80,056	82.2%	79,226	81.4%	55,340	56.9%	21,398	22.0%	3,071	3.2%	1	0.0%
	30代	112,808	87,417	77.5%	86,679	76.8%	63,410	56.2%	29,434	26.1%	5,170	4.6%	4	0.0%
	40代	148,209	120,631	81.4%	119,895	80.9%	93,588	63.1%	51,163	34.5%	9,309	6.3%	14	0.0%
	50代	137,662	123,489	89.7%	123,054	89.4%	106,859	77.6%	71,147	51.7%	13,270	9.6%	9	0.0%
60歳以上	448,662	419,903	93.6%	418,745	93.3%	401,326	89.4%	357,264	79.6%	268,434	59.8%	763	0.2%	

感染症対策課調べ

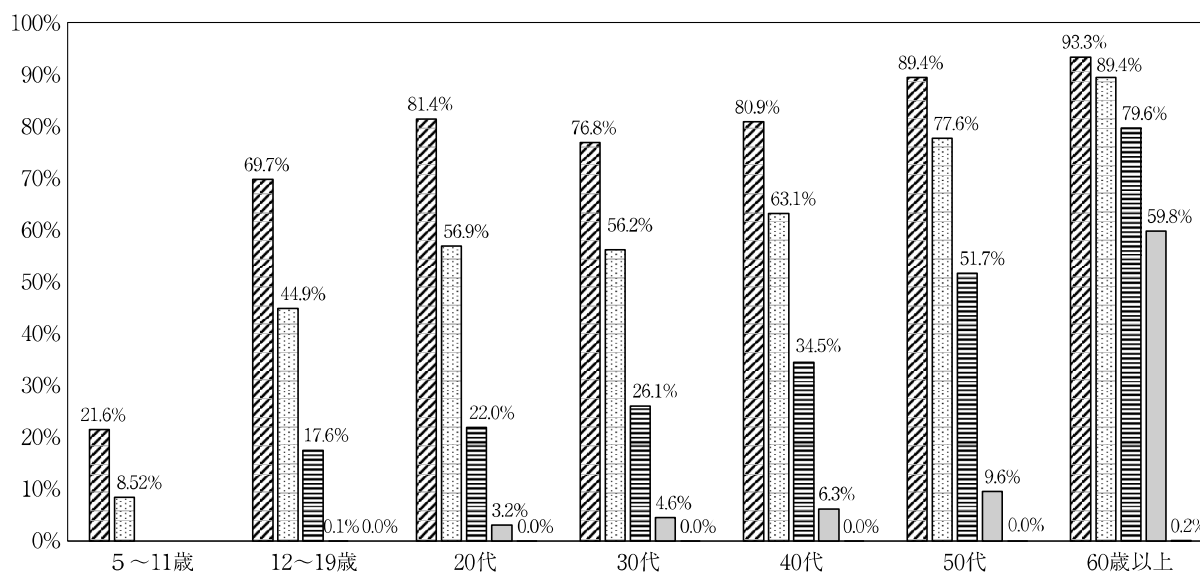
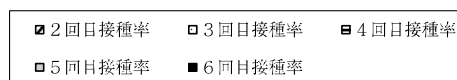
※接種対象者は、(生後)6か月以上(5~11歳の3回目はR4.9.6、6か月~4歳はR4.10.24から接種対象化)

※6か月~4歳の人口は、0~4歳の人口に0.9を乗じた推計値

第6-11図

#### 新型コロナウイルスワクチン接種状況(年代別接種率)

(令和5年5月8日時点、2回目以降)



感染症対策課調べ